

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 六
- 土地改良法により換地計画を定めた件 六
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件三件 九
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 三
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があつた件 三
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件九件 三
- 道路の区域を変更する件二件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 公 告
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 四
- 落札者を決定した件 五

告 示

福島県告示第三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

- 一 指定する区域
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 双葉郡楡葉町大字井出字館ノ沢十一番二の一部、十二番一、十二番二、十二番三、

八十九番の一部、九十番の一部及び百四十七番の一部
 双葉郡楡葉町大字下繁岡字赤粉二番四の一部、十六番二の一部及び十七番二の一部
 双葉郡楡葉町大字下繁岡字南代五十五番四の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

福島県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十一年一月二十五日から同年五月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工行政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ハンドラッグ鳥谷野店 福島県福島市鳥谷野字芝切十五番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社ハンドラッグ
 代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
 住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ハンドラッグ
 代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
 住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十一年九月十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千二百八十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 四十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 位置 別紙図面のとおり
 収容台数 七台

- 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 四十平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時（年間十日は午前七時）
 - (二) 閉店時刻 午後九時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前八時三十分から午後九時三十分（年間十日は午前六時三十分から午後九時三十分）

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 二十四時間

七 届出年月日

平成三十一年一月十一日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、大野第二地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成三十一年一月二十八日から
 - 同 年二月十八日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
 - いわき市役所

（農地管理課）

福島県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年一月二十五日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 相馬市尾浜字十二本松一（国有林）

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

- (一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

- (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年一月二十五日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字関岡字滝ノ沢一一八、字堰場一五二から一五五まで、一五七の二、一五八から一六三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 二本松市百目木字風呂ノ入三五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 相馬市尾浜字十二本松一地先・二の一地先・二の二地先・二八地先(以上四地先について次の図に示す部分に限る。)、二九の一地先(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(森林保全課)

福島県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南会津郡南会津町八総字大上沢丁九〇の二・字番屋丁三三八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、丁三三八の一・二から丁三三八の一・四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

菅野亀吉 齊藤福寿 菅野幸三郎 菅野富治郎 目黒豊磨 伊藤徹 菅野豊治 斎藤進 菅野弥助 渡部勇藏 佐久間吉太郎 菅野正記 齊藤福太郎 伊藤慶治郎 目黒誠夫 斎藤常松 菅野房治 渡邊重太郎 渡邊大七 八巻大吉 齊藤重利 齊藤重五郎 太田眞像

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第 八百六十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
安部光英 増井俊英 増井左五郎 増井左五郎 増井吉四郎 増井長五郎 増井善治 島影マン 増井義衛 長谷川清 高橋武雄 増井陽一
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第 八百五十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
増井俊英 安部光英 星真一
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第 八百六十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
齋藤隆夫
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第 八百六十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 山浦俊 小沼虎千代 尾崎久衛 寺崎作十郎 高野久信 鹿目齊宮 大隈保 嘉藤千代 板橋清馬 板橋刃美 島影國雄 峯岸忠亥 穴澤幸 増井嘉吉 井関等 山口啓越 井関鉄雄 山田二三夫 島影俊雄 遠藤直江 内川由寛 内川保則 三國久吾 三國兵馬 高橋喜與四 菊地茂 山中緑 佐藤小新 五十嵐利雄 佐藤茂 板橋ハルイ 佐藤忠義 佐藤昌榮 矢部義雄 栗城一雄 渡部品三 白井傳己 深谷康男 内川政蔵 菊地義源 大竹久美 永井初江 大竹喜一 山田勝美 菊地熊鉄 山田善作 遠藤藤江 安田沢世 白井敏夫 高橋庄松 山中喜己男 渡部隆三 古田紀悦 峯城憲治 佐藤静夫 大竹龍雄 三鈷八百次 島影富士子 山浦俊 穴澤卯一郎 深谷元義

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第八百六十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 原三四郎 坂内丑太郎 二瓶勇八 田部弥一 山口與四郎 原三四郎 二瓶清八 二瓶久松 渡部市郎 二瓶善次郎 瓜生儀八郎 田部源太郎 山口栄之助 原サタ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第八百六十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 猪俣慶喜 佐藤久二

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第八百六十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
後藤正 後藤未吉
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第八百六十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
猪狩清 三浦忠 鈴木栄 横山進 荒和雄 横山清一郎 荒正志
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第八百九十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂西野字上八番一地先 から 同 郡同 村大字赤 坂西野字上六番一地先 まで	変更前	九・五〇	四七・〇
		変更後	一三・〇〇 二三・五	四七・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十一年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	会津若松市門田町大字 中野字大道西二四番三 地先から 同 市門田町大字 中野字屋敷二〇番地先	変更前	一八・〇〇 三五・七	六七五・〇
		変更後	一八・〇〇 三五・七	六七五・〇

まで

(道路計画課)

福島県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十一年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	会津若松市門田町大字中野字屋敷 二一一番一地从先から 同 市門田町大字中野字屋敷 二〇番地先まで	平成三十二年一月二五日

(道路計画課)

公 告

公告第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
新地町土地改良区

退任した役員
氏名 住所
役員 加藤 憲郎 相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地
就任した役員
氏名 住所
役員 大堀 武 相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田四五番地の一〇

(農村計画課)

公告第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。平成三十一年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
白河市土地改良区

退任した役員
氏名 住所
役員 関谷 亮一 白河市白坂下黒川二二四番地
砂塚 功 市飯沢四番地一
邊見 政敏 市大久保四五番地
萩川 正弘 市久田野八一番地
和田 一男 市本沼八番地
桑井 勇一 市白坂皮籠二三番地
石田 操 市菅根新小萱一五番地
和知 孝夫 市小田川小田ノ里六八番地
星 一一 市小田川登木三八番地一
鈴木 喜好 市双石日向二二番地
芳賀 庸博 市舟田六四番地
鈴木 善雄 市田島七六番地
齋藤 公輝 市借宿株木二七番地
穂積 広 市旗宿関ノ里七四番地
熊崎 新壽 市関辺上ノ原三四番地二
小林 喜四夫 市関辺瀬戸谷地一三一番地
齋藤 茂 市影鬼越二六番地
佐藤 良一 市西小丸山四七番地二
菅原 修一 市白坂石阿弥陀二五九番地
鈴木 清勝 市小田川上早稲田五七番地一
矢内 照美 市関辺吉ヶ沢一三二番地

就任した役員
氏名 住所
役員 関谷 亮一 白河市白坂下黒川二二四番地
砂塚 功 市飯沢四番地一
邊見 政敏 市大久保一七九番地
萩川 正弘 市久田野八一番地
和田 一男 市本沼八番地
桑井 勇一 市白坂皮籠二三番地
鈴木 孝一 市菅根根田二九番地
和知 政彦 市小田川小田ノ里九〇番地

